

芸術文化団体の金銭的自立に向けた公的支援のあり方 ー全米芸術基金とアーツ・カウンシル・イングランドの取り組みを参考にー

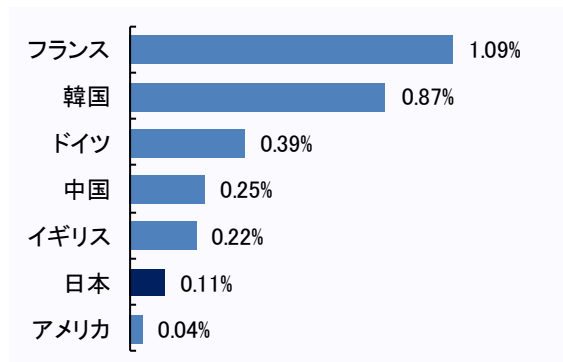
株式会社 野村総合研究所 公共経営コンサルティング部

主任コンサルタント 綿江 彰禪

1. はじめに

日本では他の先進国と比較して芸術文化への公的支援が少ないといわれる。その根拠として用いられるのが、各国の文化予算が国家予算に占める割合である。この割合において、日本はアメリカを上回っているものの、他の5か国の水準を下回っている。

図表1 各国の文化予算が国家予算に占める割合（2012年度）と文化予算額



文化予算額	
フランス	5,163 億円
韓国	1,659 億円
ドイツ	1,509 億円
中国	700 億円
イギリス	2,154 億円
日本	1,032 億円
アメリカ	1,252 億円

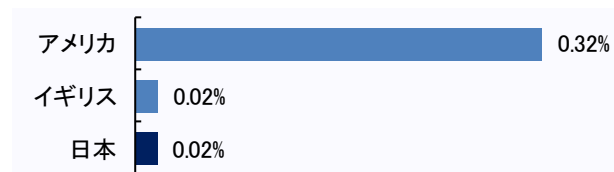
出所) 文化庁「諸外国の文化政策に関する調査研究」
(2013年3月、野村総合研究所受託)

この現状をもとに、国は文化予算を増やすべきであるという主張が存在する。同時に、国や自治体の財政状況は厳しいため、行政が財政の支出を行うだけではなく、芸術文化団体も金銭的自立に向けて努力すべきであるという主張も存在する。

一般的に、芸術文化団体の収入は、公的な支援のほか、彼らの表現活動への対価（入場料、作品販売料等）、もしくは民間による支援（財団、企業、個人等からの寄付）などからもたらされる。金銭的自立に向けた、これらの収入の増加は、芸術文化団体の自己努力によるところが大きいが、この自己努力を後押しするための公的な支援も効果があると考えられている。例えば、有効な支援策の1つとして税制優遇が挙げられる。文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（2011年2月8日閣議決定）でも、「文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するとともに、寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。」とされている。

アメリカ、イギリス、日本における国家予算に対する文化芸術分野への寄附額の割合を比較すると、文化予算で最も低かったアメリカの割合が、寄附では突出して高くなっている。また、日本とイギリスは同水準であることがわかる。

図表 2 国家予算に対する文化芸術分野への寄付額の割合



注) 各国の値は以下の方法で NRI が推計した。
 アメリカ:「芸術・文化・人文科学(Arts, Culture, and Humanities)」に対する寄付の推計額 (1兆 1,470 億円)
 イギリス: 総寄付の推計額 930 億ポンドに、芸術 (Arts) への寄付割合 (1%) を掛けあわせた額 (116 億円)
 日本: 芸術文化・スポーツ」に対する寄付の推計額 (150 億円) の方法で推計した。

出所) GIVING USA「SPECIAL REPORT」(2012)、
 ncvo「UK Giving 2012」、日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2013」

2. 日本における寄付拡大に向けた環境整備

近年、日本では寄付の市場を拡大するために、いくつかの制度改正が行われてきた。

1 つは、2011 年 6 月に導入された寄付金税額控除である。従来、寄付の優遇措置として寄付額を所得額から差し引いた額を課税対象とする所得控除のみ存在していた。しかし、税制改正後は、寄付者は寄付額の一定の割合を納税額から直接差し引く税額控除と、所得控除の有利な方を選択できるようになった。アメリカ、イギリス、ドイツでは所得控除のみとなっており、制度改正に伴い、日本は控除方式上、これらの国よりも寄付者の選択肢が増えている。

図表 3 各国の寄付制度の比較

国	控除方式		寄付金優遇対象
	個人寄付	法人寄付	
日本	以下のどちらかを選択可能 ・(寄付金額－2,000円)の所得控除 ・(寄付金額－2,000円)×40%の税額控除	全額損金算入	・公益社団・財団法人等(うち、一定要件を満たす法人等のみ所得控除か税額控除を選択可能) ・認定NPO法人
アメリカ	寄付金額の所得控除	全額損金算入	・パブリック・チャリティ ・プライベート・ファウンデーション
イギリス	寄付金額の所得控除	全額損金算入	チャリティ委員会に認定された登録チャリティのうち、貧困防止・救済、教育普及などを目的とする団体
ドイツ	寄付金額の所得控除	寄付金額の売上控除	特定の分野において公益性が高いと税務署に認定された団体
フランス	寄付金額の66%の税額控除	寄付金額の60%を限度とした税額控除	特定の分野において公益性が高いと税務署に認定された団体

出所) 日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2012」より NRI 作成

2 つめは、2008 年 12 月に導入された新公益法人制度である。

アメリカでは、寄付金優遇の対象となるパブリック・チャリティ (Public Charity: 公益性の高い団体) やプライベート・ファウンデーション (Private Foundation: 私立財団) は約 108 万団体存在する。また、イギリスで

も優遇が受けられるチャリティ (Charity: 民間組織) は約 18 万団体存在する^{*1}。一方、日本では、2008 年時点で、優遇の対象となる社団・財団法人 (旧公益法人) は 862 団体^{*2} (認定 NPO 法人は 93 団体^{*3}) にとどまっていた。

新制度では、従来は各主務官庁の許可制で

*1 出所は、日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2012」

*2 出所は、内閣府「公益法人制度改革について」

*3 出所は、内閣府「特定非営利活動法人の認定数の推移」

あったものを、内閣府もしくは都道府県への申請制とした。その結果、2012年4月時点で、公益社団・財団法人数は5,529団体^{*2}に増加している。

3つめは、2011年6月に導入されたNPO法人に対する仮認定制度である。通常、NPO法人が認定を受けるためには、パブリック・サポートテスト（PST）と呼ばれる基準を満たすことが求められる。PSTでは、「3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること」、「経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、5分の1以上であること」などが条件となっている。このように、多くの寄付を集めるための制度であるはずが、実際は多くの寄付を集めないと認定を受けられないという矛盾した状況にあった。

制度改正後は、PSTの要件を満たしていない団体であっても申請すれば3年間の仮認定を受けられ、認定NPOと同様の寄付金優遇が受けられることとなった。その結果、2013年12月末時点で、認定NPO法人数は569団体（仮認定を含む）に増加している。

従来、日本はアメリカと比較して、寄付が少ない。その原因は、寄付税制や文化にあるのではないかと推測されてきたが、少なくとも制度上は、アメリカと同等か、それ以上の条件に改善されたと考えられる。

寄付を増加させるためには、このような税制の整備も重要であるが、あわせて、寄付を受け取る側のファンドレイジング（Fundraising：資金調達）能力の向上も重要だと考えられる。アメリカでは、政府がこの点を重視し、支援を行ってきた。

3. 全米芸術基金による取り組み

アメリカでは、1965年に連邦政府によって設立された全米芸術基金（NEA：National

Endowment for the Arts）が文化政策を担当している。

NEAでは、組織設立当初からこれまで、助成においてマッチング・グラント（Matching Grant）という制度がとられている。マッチング・グラントとは、政府が芸術文化団体に助成を行う際、政府による助成額と同等の額を民間（企業、財団、個人など）から自己調達することを条件とした制度である。このようなプロセスのなかで、芸術文化団体が徐々にファンドレイジング能力を向上させ、将来的には政府の支援がなくとも、自己による資金調達によって運営ができるようになることを期待している。

また、1977年には、マッチング・グラント・プログラムに加えて、チャレンジ・グラント・プログラム（Challenge Grant Program）が立ち上げられた。マッチング・グラント・プログラムは、政府の支援額と民間からの資金調達額を1対1の割合とすることを条件としていたが、チャレンジ・グラント・プログラムでは、1対3や1対4の割合とすることを条件とした。さらに、助成金額が増えて、助成の対象期間は複数年に拡大した。

一方で、このような仕組みは、すでに一定のファンドレイジング能力を身につけている団体にとっては魅力的であったが、そうでない団体にとっては、必ずしも利用しやすい制度とはなっていないとの批判があった。そこで、NEAは1980年から長期的な組織の能力と芸術性を強化することを目的としたアドバンスメント・プログラム（Advancement Program）を開始した。

アドバンスメント・プログラムでは、定形の支援の形式があるわけではなく、個別の団体の問題意識をもとに、NEAの職員と個別の団体が協議し、支援方法のカスタマイズを行っていた。支援内容は、ミッション・ビジョンや中長期経営計画の策定、会計や税務の経

営管理などファンドレイジングを行ううえで最低限必要となる環境の整備に関するものが多かった。また、このプログラムの最大の特徴は、NEA が契約を結んだコンサルタントを各団体に派遣し、直接、経営の支援をしていた点である。コンサルタントは、アートマネジメント、会計・税務、マーケティングなどの分野に精通している人物から選定された。1981 年には、このプログラムのもとで 14 団体が合計 1,250 千ドルの支援を受けた*⁴。

また、1988 年には、プログラムの形態が変更され、支援は 2 つのフェーズに分けて行われるようになった*⁵。フェーズ I では、それまでと同じようにコンサルタントを各団体に派遣し支援した。支援期間は 15 か月で、団体は経営コンサルタントのアドバイスを受けて長期的な目標と、その目標に至るまでの計画を立てるというものであった。

そして、フェーズ II では、フェーズ I で立てた計画を実現するための期間として位置づけられ、団体は NEA から最大 75,000 ドル(政府からの助成金と政府以外からの資金が 1 対 3 の割合) のマッチング・グラントを受け取り、実際に経営コンサルタントとともにファンドレイジングを行った。

1991 年には、フェーズ I の支援は 46 団体に、フェーズ II の支援は 51 団体に対して行われている。プログラムが開始された 1980 年から 1995 年まで支援額は拡大傾向にあり、合計で 300 以上の団体がこの制度による支援を受けた。さらに、1990 年代には NEA だけではなく、州政府レベルでも同様の支援がさ

れた。

NEA では、今でもマッチング・グラントによる助成の仕組みが継続されている。また、アドバンスメント・プログラムに関しては 1995 年を最後にその役割を終えているが、その頃には芸術文化団体のファンドレイジング能力向上を支援する中間支援組織が充実しており、NEA がアドバンスメント・プログラムで担っていた役割を代替していたと考えられる*⁶。

4. アーツ・カウンシル・イングランドによる取り組み

イギリスでは、芸術文化分野への寄付の水準は日本と同水準であるものの、近年、芸術文化団体のファンドレイジング能力向上に向けた支援を拡大している。

政府関連組織のアーツ・カウンシル*⁷が文化政策を担当している。アーツ・カウンシル・イングランド(ACE: Arts Council England)の予算は 2009 年までの長期にわたり拡大傾向にあったが、保守党・自民党の連立政権下になった 2010 年以降は減少傾向にある。このような状況のもと、ACE では芸術文化団体の経済的な自立を促すプログラムを増加させている。

1 つめは、2011 年から開始されているカタリスト・アーツ(Catalyst Arts)*⁸と呼ばれる取り組みである。

申請者となる芸術文化団体は、収入の多様

*⁴ 1981 年のチャレンジ・グラントでは 100 団体が合計 16,244 千ドルの支援を受けている。

*⁵ アドバンスメント・プログラムは年度によって内容変更している。本稿では 1991 年の形態を紹介している。

*⁶ 1995 年には NEA の運営体質に関する問題点を議会で指摘され、NEA の予算全体が 1995 年の 162 百万ドルから 1996 年には 99 百万ドルに減額された。それに従い、助成プログラム自体を大幅に削減する必要に迫られた

*⁷ アーツ・カウンシルはイギリス全土に 4 つ存在する(Arts Council England、Creative Scotland、Arts Council of Wales、Arts Council of Northern Ireland)。

*⁸ イギリス政府文化・メディア・スポーツ省(the Department for Culture, Media and Sport)、宝くじ基金(the Heritage Lottery Fund)との協働プログラム。

化や民間セクターからの収入増加に係る問題と対応策を団体自らが設定し、アーツ・カウンシルに提案して認められれば、資金を獲得できる（図表4参照）。加えて、このプログラムで芸術文化団体は、問題の解決に向けて有益だと思われるパートナーとコンソーシアムを組成して応募することを条件としている。

コンソーシアムは、芸術文化団体、一般企業、中間支援組織、教育機関などにより構成される例が多い。初年度となる2011年は、164の応募のなかから62のコンソーシアム（217の団体）が選定され、2年間にわたって各組織に£60,000 から£150,000 の助成金が授与された。

図表4 カタリストにおける支援対象例

【専門家によるコンサルテーション】

- ・各組織にあったファンドレイジング・モデルの開発のための専門家の助言

【情報収集・活用】

- ・組織がすでに収集している情報の活用
- ・潜在寄付者に関する情報収集
- ・既存寄付者のニーズに関する情報収集
- ・ファンドレイジングのスキーム確立のためのリサーチ

【スタッフ・役員の育成】

- ・組織のスタッフがファンドレイジング能力や知識を向上するための時間の捻出（既存のスタッフが研修を受けられるように、臨時のスタッフを雇用するなど）
- ・ファンドレイジングのリーダーとなるスタッフの育成
- ・役員の教育及び役員をファンドレイザーとして機能させるための計画策定

【ファンドレイジング・ツールの導入】

- ・クラウドファンディングのようなデジタルツールや技術の活用
- ・芸術文化分野以外で活用されているファンドレイジングのツールや技術の導入

【他組織とのコラボレーション】

- ・他の組織と共同のスポンサー獲得
- ・他の組織と共同のファンドレイジング活動やキャンペーン

出所）ACE「Catalyst Arts : building fundraising capacity Guidance for applicants」

2 つめは、2013 年 1 月に立ち上げられた、芸術におけるファンドレイジングとフィランソロピーのコンソーシアム（Arts Fundraising and Philanthropy Consortium for UK）である。このコンソーシアムは ACE のほか 5 つの組織によって立ち上げられた*⁹。コンソーシアムは、芸術文化団体のファンドレイジング能力の向上に向けた教育実施機関として位置づけられ、ファンドレイジングに

関する定期的な教育コースを提供するとともに*¹⁰、提携している機関において、1 年間のトレーニーを受け入れている（2013 年は 11 人のフェローが選定された）。

このようにイギリスではさまざまな面からファンドレイジング能力向上に向けた支援を始めている。

*⁹ Cause4 (Barbican Centre/Guildhall School of Music & Drama)、the DARE Partnership (Opera North/University of Leeds)、the Arts Marketing Association (AMA)、the European Sponsorship Association、文化・メディア・スポーツ省（the Department for Culture, Media and Sport）、ACE によって立ち上げられた。

*¹⁰ ロンドンでの開催を基本とするが、地方においてもコンソーシアムが提携している機関によって教育コースが実施されている。

5. おわりに

これまでみてきたように、アメリカ政府は寄付税制の整備とともに、芸術文化団体のファンドレイジング能力の向上に関する支援を積極的に行ってきた。近年、イギリス政府も支援を強化している。

日本では、芸術文化団体への直接的な補助スキームが以前より充実してきている^{*11}。しかしながら、現状の制度は金銭的支援にとどまっているものが多く、また、組織運営能力が低い団体はこの補助金を獲得できないうえに、獲得した際も有効に活用できないことが懸念される。

現在、日本の文化予算を今以上に拡大すべきであるという議論が存在するが、予算の拡大だけではなく、中長期を見据え、団体の能力を向上させることが、行政が本来すべき支援の一つではないかと思われる。

〔参考文献〕

- ・片山泰輔「アメリカの芸術文化政策」（2006 年）
- ・日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2012」、「寄付白書 2013」

筆 者

綿江 彰禪（わたえ あきよし）
株式会社 野村総合研究所
公共経営コンサルティング部
主任コンサルタント
専門は、文化政策、クリエイティブ・シティ政策、クリエイティブ産業論 など
E-mail: a-watae@nri.co.jp

^{*11} 劇場・音楽堂等の活性化事業、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業、トップレベルの舞台芸術創造事業、戦略的芸術文化創造推進事業等。